

事業所及び地域団体等における障害者理解活動支援事業要綱

宇部市障害福祉課

(趣 旨)

第1条 この要綱は、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」の実現を目的として、市内の事業所（以下「事業所」という。）及び地域団体等が開催する障害者への理解促進をテーマとした講演会または障害者への理解を促進するための研修会の開催に要する経費の一部を、宇部市（以下「市」という。）が支出するために必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象となる経費)

第2条 事業所及び地域団体等が前条の規定により実施する講演会または研修会において講師等を招聘し、当該講師等に対し謝礼を支払う必要があるときは、予算の範囲内において、その一部を市が支出するものとする。ただし、国、県その他の公的機関が実施する補助事業により、補助の対象となっている経費は除く。

2 前項に定める講師等への謝礼として市が支出する上限額等は、別に定める。

(申 請)

第3条 事業所及び地域団体等は、事業実施の14日前までに障害者理解活動実施計画書（様式1）を市障害福祉課に提出するものとする。

(報 告)

第4条 事業所及び地域団体等は、事業終了後14日以内に障害者理解活動実施報告書（様式2）を市障害福祉課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

「事業所及び地域団体等における障害者理解活動支援事業」
要綱第2条第2項に定める上限額等について

宇部市障害福祉課

- 1 講演会または研修会の開催にあたって招聘する講師等に対する謝礼のうち、市が支出する上限額は1事業所及び地域団体等あたり1年につき30,000円とする。
- 2 上記1に定める上限額の範囲であれば、各事業所及び地域団体等は複数回にわたって、市に対し事業の申請ができるものとする。